



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(※については県例規集掲載事項)

(取扱課室名)

ページ

○ 公安委員会規則	
※3 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	 1
※4 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	 26
※5 高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則	 26
※6 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	 28

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 車両通行禁止及び歩行者用道路並びにこれらに係る指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア・イ 略 ウ 次に掲げる車両で、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する通行禁止除外指定車標章（別記様式第 1 号）を掲出しているもの (7)～(カ) 略 (キ) 信号機、道路標識等の設置又は維持管理のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの (ク)～(コ) 略 (4) 略 2 ～ 6 略 （駐車禁止等の規制の適用除外車両） 第 5 条 略 2 法第 4 条第 2 項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) 略	（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 車両通行禁止及び歩行者用道路並びにこれらに係る指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア・イ 略 ウ 次に掲げる車両で、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する通行禁止除外指定車標章（別記様式第 1 号）を掲出しているもの (7)～(カ) 略 (キ) 信号機、<u>パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備</u>、道路標識等の設置又は維持管理のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの (ク)～(コ) 略 (4) 略 2 ～ 6 略 （駐車禁止等の規制の適用除外車両） 第 5 条 略 2 法第 4 条第 2 項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) 略

- (9) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する
駐車禁止除外指定車標章（別記様式第 3 号。
以下「公益等業務用標章」という。）を掲出
しているもの
ア・イ 略
ウ 信号機、道路標識等の設置又は維持管理
のために使用する車両で、当該用務のため
に使用中のもの

エ～タ 略

(10) 略

3～6 略

(選任等の届出)

第13条 略

2 略

3 前 2 項の選任の届出書には、次に掲げる書類
を添付しなければならない。

- (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免
許証若しくは法第95条の 2 第 4 項に規定する
免許情報記録個人番号カード（以下「免許情
報記録個人番号カード」という。）の写し

(2)・(3) 略

4・5 略

(運転免許証の交付)

第22条の 2 略

2 法第106条の 3 第 2 項の規定により交付する
免許証の交付日は、取消しに係る免許証の返納
を受理したときに通知する。

3 免許証及び国外運転免許証の交付場所は、次
に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特定免許情報等の記録等)

第22条の 3 法第95条の 2 第 3 項の規定による特
定免許情報の記録（以下「特定免許情報の記録
」という。）は、運転免許試験（仮運転免許に
係るものを除く。）に合格したとき又は施行規
則第21条の 2 第 1 項に規定する特定免許情報記
録申請書を受理したときに行う。免許を現に受
けていない者に、法第92条第 1 項の規定による
免許証の交付を行うときも同様とする。

2 法第106条の 4 第 2 項の規定による免許情報
記録（法第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免
許情報記録をいう。以下同じ。）の書換えは、
取消しに係る免許情報記録個人番号カードの提
示を受けたときに行う。

3 特定免許情報の記録を行う場所は、運転免許
課とする。

(免許証等の記載事項の変更、再交付、更新、
申請による取消し、返納及び抹消)

第26条 次に掲げる免許証又は免許情報記録（以
下「免許証等」という。）に係る申請、届出等
は、運転免許課長又は警察署長に行うものとし
る。ただし、第 2 号、第 3 号（法第101条第 1
項の規定により免許情報記録の有効期間の更新
を受けようとする場合を除く。）及び第 4 号（
法第104条の 4 第 1 項前段の規定に基づき、免
許の全部の取消しを申請し、同項後段の申出を
しない場合を除く。）の申請は警察署長のうち
和歌山東警察署長、和歌山西警察署長、和歌山
北警察署長、海南警察署長、田辺警察署長及び
白浜警察署長には、第 3 号（法第101条第 1 項
の規定により免許情報記録の有効期間の更新を
受けようとする場合に限る。）の申請は警察署
長には、いずれも行ふことができない。

(1) 法第94条第 1 項（法第95条の 5 第 2 項の規

- (9) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する
駐車禁止除外指定車標章（別記様式第 3 号。
以下「公益等業務用標章」という。）を掲出
しているもの
ア・イ 略
ウ 信号機、パーキング・メーター、パーキ
ング・チケット発給設備、道路標識等の設
置又は維持管理のために使用する車両で、
当該用務のために使用中のもの

エ～タ 略

(10) 略

3～6 略

(選任等の届出)

第13条 略

2 略

3 前 2 項の選任の届出書には、次に掲げる書類
を添付しなければならない。

- (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免
許証の写し

(2)・(3) 略

4・5 略

(運転免許証の交付)

第22条の 2 略

2 法第107条第 2 項に規定する免許証の交付日
は、取消しに係る免許証の返納を受理したとき
に通知する。

3 免許証等の交付場所は、次に定めるところに
よる。

(1)～(4) 略

(免許証の記載事項の変更、再交付、更新、申
請による取消し及び返納)

第26条 次に掲げる申請、届出等は、運転免許課
長又は警察署長に行うものとする。ただし、第
2 号、第 3 号及び第 4 号（法第104条の 4 第 1
項前段の規定に基づき、免許の全部の取消しを
申請し、同項後段の申出をしない場合を除く。
）の申請は、警察署長のうち和歌山東警察署長
、和歌山西警察署長、和歌山北警察署長、海南
警察署長、田辺警察署長及び白浜警察署長には
行うことができない。

(1) 法第94条第 1 項に規定する免許証の記載事

定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する免許証の記載事項の変更

- (2) 略
- (3) 法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証等の更新
- (4) 法第104条の4第1項に規定による申請による取消し
- (5) 法第106条の3第1項及び法第107条の10第1項の規定による免許証の返納
- (6) 法第106条の4第1項に規定する免許情報記録の抹消

2 前項第2号の再交付の申請（施行規則第21条第1項各号に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、申請書に同条第6項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該申請書に当該記録を受ける旨を記載しなければならない。

3 略

4 第1項第3号及び第4号の申請を行う場合に提出する申請書には、施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び施行規則第30条の7第4項の規定による申請用写真の添付は要しないものとする。

（免許証等の更新申請の特例）

第26条の2 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う免許証等の更新の申請は、運転免許課長に行うものとする。

（免許の保有状況の変更）

第26条の2の2 法第94条第2項に規定する免許証の再交付（仮免許に係るものを除く。）を受ける際に、法第95条の2第3項に規定する特定免許情報について、次に掲げる申請を行おうとする場合は、第26条の規定にかかわらず、運転免許課長に対してするものとする。

- (1) 特定免許情報の記録
- (2) 法第95条の2第4項の規定による免許証の返納
- (3) 法第95条の2第10項に規定する免許情報記録の抹消
- (4) 法第95条の2第11項に規定する免許証の交付

2 前項第1号及び第4号の申請を行う場合に提出する申請書には、施行規則第21条の2第3項及び第21条の9第3項の規定による申請用写真の添付は要しないものとする。

（運転経歴証明書の交付及び再交付並びに運転経歴情報の記録の申請）

第26条の3 法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付の申請又は施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付・再交付等申請書（別記様式第17号の7）に申請用写真を添付して、運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。ただし、運転免許課長に当該申請書（再交付に係るものを除く。）を提出した日に当該運転経歴証明書の交付を受ける場合は、申請用写真の添付を要しない。

2 法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請をしようとする者は、前項の運転経歴証明書交付・再交付等申請書を、運転免許課長に提出しなければならない。

項の変更

- (2) 略
- (3) 法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証の更新
- (4) 法第104条の4第1項に規定による申請による取消し
- (5) 法第107条第1項及び法第107条の10第1項に規定する免許証の返納

2 前項第2号の再交付の申請（施行規則第21条第1項各号に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、申請書に同条第3項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 略

4 第1項第3号及び第4号の申請を行う場合に提出する申請書には、施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び施行規則第30条の9第3項の規定による申請用写真の添付は要しないものとする。

（免許証の更新申請の特例）

第26条の2 法第101条の2の2第1項に規定する経由地公安委員会を経由して行う免許証の更新の申請は、運転免許課長に行うものとする。

（運転経歴証明書の交付及び再交付の申請）

第26条の3 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請又は施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付・再交付申請書（別記様式第17号の7）に申請用写真を添付して、運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。ただし、運転免許課長に当該申請書（再交付に係るものを除く。）を提出した日に当該運転経歴証明書の交付を受ける場合は、申請用写真の添付を要しない。

3 運転免許課長又は警察署長は、第 1 項の申請を受理したときは、施行規則第30条の 9 第 2 項に規定する運転経歴証明書を作成の上、交付するものとする。

4 運転免許課長は、第 2 項の申請を受理したときは、施行規則第30条の13各号に掲げる事項を記録するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更及び運転経歴情報の変更の届出)

第26条の 4 施行規則第30条の10第 1 項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者又は施行規則第30条の15第 1 項の規定による運転経歴情報の変更の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(運転経歴情報の抹消)

第26条の 5 施行規則第30条の16第 1 項に規定する運転経歴情報の抹消を受けようとする者は、運転経歴情報記録個人番号カードを運転免許課長に提示しなければならない。

2 施行規則第30条の16第 2 項に規定する運転経歴情報の記録を受けた者で、運転経歴情報を抹消しようとするものは、運転免許経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届 (別記様式第17号の11) を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

第27条 削除

2 運転免許課長又は警察署長は、前項の申請を受理したときは、施行規則第30条の11第 2 項に規定する運転経歴証明書を作成の上、交付するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第26条の 4 施行規則第30条の12第 2 項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(旅客自動車教習施設の指定)

第27条 令第34条第 3 項第 2 号の規定による教習施設の指定を受けようとする者は、指定旅客自動車教習施設指定申請書 (別記様式第18号) を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第9号及び別記様式第9号の2を次のように改める。

(表面)

年 月 日

イ 届出者 住所

氏名 _____
電話番号 (_____)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

ウ 選任年月日		年 月 日			コ 使用の本拠	名 称															
エ 安全運転管理者氏名		(ふりがな)				業種別	位 置														
オ 資格要件		生年月日 ・ ・ ・ (歳)					1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他														
		1 管理経験 2年以上	2 公安委員会教習 修了者で管理経 験1年以上	3 公安委員会 の認定																	
カ 職務上の地位					使用の本拠における自動車・運転者数		サ 自動車台数	乗 用			貨 物			大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計			
キ 安全運転管理者が免許を持っている場合	免許証・免許情報記録	免許の種類						大型	中型	準中	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽				
		免許年月日																			
		番 号																			
		交付等年月日																			
ク 安全運転管理者の勤務態様		勤 務		日勤 隔日 その他 ()	シ 運転者数	免許種別	大型		中型	準中		普通	大特	大自一	普自二	小特	計				
		副管理者有無	有 (人) ・ 無	一種			二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種								
ケ 安全運転管理者の経歴	勤 務 期 間		勤務所名	職 名	ス 前安全運転管理者	解任年月日															
	自 ・ ・ 至 ・ ・ ・						氏 名														
	自 ・ ・ 至 ・ ・ ・							解 任 由													
	自 ・ ・ 至 ・ ・ ・								1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()												
	自 ・ ・ 至 ・ ・ ・																				

備考

- (注) 1 記入要領は裏面を参照してください。

2 安全運転管理者の要件（施行規則第9条の9第1項）

(1) 20歳以上（副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上）の者であること。

(2) 自動車の運転の管理実務経験が2年以上（公安委員会の教習修了者は1年以上）又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。

(3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。

(4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。

3 添付書類

選任届出のときは、次の書類を添付してください。

(1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証若しくは免許情報記録個人番号カードの写し

(2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの

(3) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業 種 別 表	
業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	

※整理番号

(表面)

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

イ 届出者 住所

ア 副安全運転管理者を選任、解任
届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更 } した
ので届け出ます。

氏名

電話番号 (— —)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

ウ 選任年月日		年 月 日			コ	名 称															
エ 副安全運転 管理者氏名		(ふりがな)				使用の本拠	位 置														
オ 資 格		生年月日 ・ ・ ・ (歳)					業種別			1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他											
要 件		1 管理経験 1年以上	2 運転経験 3年以上	3 公安委員会 の 認 定																	
カ 職務上の地位					使用の本拠における自動車・運転者数			サ 自動車台数	乗 用				貨 物				大型 特殊	小型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	計
キ 副安全運転 管理者が免 許を持って いる場合	免許証・免許情報記録	免許の種類								大型	中型	準中 普通	軽	大型	中型	準中 普通	軽				
		免許年月日																			
		番 号																			
		交付等年月日																			
公安委員会																					
ク 副安全運転管 理者の勤務態様					ス 前副安全運転 管理者	シ 運 転 者 数	免許種別	大型 一種	中型 二種	準中 一種	普通 一種	大特 二種	大 二	普 自二	小 特	計					
勤 務 日勤 隔日 その他() 補助者の有無 有 (人) ・ 無							専従														
							予備														
ケ 副安全 運転 管理者の 経歴	勤 務 期 間		勤務所名			職 名	解任年月日														
	自 ・ ・ 至 ・ ・						氏 名														
	自 ・ ・ 至 ・ ・						解 任 由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()												
	自 ・ ・ 至 ・ ・																				
	自 ・ ・ 至 ・ ・																				
備考																					

(注) 1 記載要領は裏面を参照してください。
2 副安全運転管理者の要件(施行規則第9条の9第2項)
(1) 20歳以上の者であること。
(2) 自動車の運転の管理実務経験が1年以上を有する者又は自動車の運転経験が3年以上若しくは公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。
(3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。

(4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。

3 添付書類

選任届出のときは、次の書類を添付してください。

(1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証若しくは免許情報記録個人番号カードの写し

(2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの

(3) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(裏面)

記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 副安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 副安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業 種 別 表	
業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	

別記様式第10号の3を次のように改める。

別記様式第10号の3 (第14条の3関係)

※受 付	年 月 日		※教習年月日	年 月 日	
※警察署名	警察署		※修了証書番号	第	号
教 習 申 出 書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿					
住 所					
(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日		
勤務先の所在地					
勤務先の名称					
職務上の地位		職務の内容			
運転免許証・ 免許情報記録	第 号 (交付等) 年 月 日 (番号) 公安委員会				
	免 許 年月日	第一種	二・小・原	年 月 日	
		免 許	そ の 他	年 月 日	
		第 二 種 免 許		年 月 日	
	免許の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 ん 型 型 通 特 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二			
免許の 条 件					
摘 要					

- 備考 1 ※印の欄は、申請者において記入しないこと。
- 2 免許の種類欄は、現に受けている免許を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号及び別記様式第16号の2を次のように改める。

別記様式第16号 (第24条関係)

解 除
免 許 条 件 申 請 書
変 更

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

申 請 者	氏 名			年 月 日 生						
	本 籍 ・ 国 籍									
	住 所									
解 除 (変 更) し ょ う と す る 免 許 条 件										
現 に 受 け て い る	免 許 証 ・ 免 許 情 報 記 録	公 安 委 員 会		公 安 委 員 会						
		番 号		第 号						
		交 付 等 年 月 日		年 月 日 (番 号)						
		有 効 期 間 等		年 月 日						
免 許	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二 ・ 小 原	年 月 日						
			そ の 他	年 月 日						
	第 二 種 免 許		年 月 日							
免 許 の 種 類			大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 自 自 特 付 ん 型 型 通 特 引 二 二 二 二 二							
免 許 の 条 件										
※ 検 査 結 果	裸 眼 視 力	両眼	矯 正 視 力	眼鏡 コンタクトレンズ	両眼	視 野	右	深 視 力	1 回	
		右眼			右眼		左		2 回	
		左眼			左眼		計		3 回	
		平均								
年 月 日 適性検査の結果上記のとおりであったから、条件 解除 (変 更) し た 。 警察署 検査者氏名 ㊟										

- 備考 1 ※印欄は、申請者において記入しないこと。
 2 免許の種類欄は、現に受けている免許を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2 (第24条関係)

解除 免 許 条 件 変 更 審 査 申 請 書																				
和歌山県公安委員会 殿																				
※審査番号																				
申 請 者	氏 名												年 月 日生							
	生 年 月 日																			
	本 籍・国 籍																			
受 け よ う と す る 審 査 の 種 類	住 所																			
	受 け よ う と す る 審 査 の 種 類																			
	審 査 の 免 除 該 当 事 由																			
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 ・ 免 許 情 報 記 録	番 号		第 号										※実施責任者印						
		交 付 等 年 月 日		年 月 日 (番号)																
		有 効 期 間 等		年 月 日																
		免 許 年 月 日	第一種	二・小・原	年 月 日															
			免 許	そ の 他	年 月 日															
	第 二 種 免 許		年 月 日										※ 審 査 結 果							
	免 許 の 種 類	有 無											合							
		種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	不		
	免 許 の 条 件 等																			
	備 考																			
										年 月 日登録第 号										

- 備考 1 ※印の欄は、申請者において記入しないこと。
2 免許の種類欄は、現に受けている免許を○で囲むこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第17号の7から別記様式第17号の10までを次のように改める。

別記様式第17号の7(第26条の3関係)

和歌山県公安委員会 殿

1枚目

年 月 日

運転経歴証明書交付・再交付等申請書

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

申請区分	☐ 交付等申請 ☐ 再交付等申請 → どちらかにレを記入してください。		
住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
電話番号			
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード			
手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード			

※御注意

- 1 運転経歴証明書の交付の申請ができる方
 - (1) 運転経歴証明書の交付申請日前5年以内に、申請による取消しで全部の免許を取り消され、又は自らの判断で免許証の更新を受けずに免許の効力を失った方で、かつ、現に受けている免許がない方
 - (2) 旧運転経歴証明書の交付を受けた方で、かつ、現に受けている免許がない方
- 2 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 運転経歴証明書は、申請による取消しを受け、又は効力を失った日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 4 交付後に住所等記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項の届出をしてください。(記載事項変更の手数料は、不要)
- 5 亡失、破損等の場合は、再交付の申請をすることができます。
- 6 警察署で運転経歴証明書を申請する場合、申請用の証明写真(サイズ縦3.0cm×横2.4cm)1枚が必要です。

交付・再交付 手数料

和歌山県公安委員会 殿
資料区分 ー

2枚目		
年	月	日
受理警察署	警察署	

運転経歴証明書交付・再交付等申請書

写 真

※左部に免許証（免許情報記録個人番号カード）のコピーを貼付した後写真貼付すること。

免許証番号 免許情報記録番号													
交付年月日				年			月			日			
申請区分	☐ 交付等申請 ☐ 再交付等申請 → どちらかにレを記入してください。												
住 所													
氏 名													
生年月日	年 月 日						性別		男 ・ 女				
電話番号													
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード													
手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード													

別記様式第17号の8 (第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

変更を届け出る項目のみ楷書で丁寧に記入してください。

	変更を届け出る項目を○で囲ってください。	住所 ・ 氏名	届出日	年 月 日	
			届出者氏名	本人 代理人	
			現有経歴証明書 の氏名		
新	フリガナ	(氏)	(名)	昼間連絡先 (Ⅱ) <自宅・携帯・その他> — —	
	氏名				
	住所				

※現有経歴証明書(裏面)に記載されている内容を記入してください。

旧	フリガナ															
	氏名															
	住所															
資料 区分	住所	氏名	住所+氏名	呼び名												
生年月日		明治	大正	昭和	平成			年			月			日		
		1	2	3	4											
免許証番号 免許情報記録番号																
		性別 男 女														
登録・記録(受付)年月日 登録・記録番号								年			月			日		
現有運転経歴証明書・ 運転経歴記録個人番号カード 交付・記録年月日 照会番号								年			月			日		
呼び名																
統一氏名																
		同時照会の有無														
		有 無														
		1 2														

別記様式第17号の9 (第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

変更を届け出る項目のみ楷書で丁寧に記入してください。

変更を届け出る項目を○で囲ってください。		届出日		年 月 日		
		届出者氏名		本人 代理人		
		住所 ・ 氏名		現行経歴証明者の氏名		
新	フリガナ	(氏)	(名)	昼間連絡先 (TEL) <自宅・携帯・その他> _ _		
	氏名					
	住所					

※ 現有経歴証明書（裏面）に記載されている内容を記入してください。

資料 区分	住所	住所＋氏名	処理区分						同時照会			
									有	無		
生年月日		明治	大正	昭和	平成			年		月		日
		1	2	3	4							
経歴証明書の番号・ 経歴情報記録番号											性別	
												男
登録・記録（受付）年月日 登録番号 記録番号						年			月			日
呼び名												
統一氏名												

現有運転経歴証明書 の区分	1	2	3
------------------	---	---	---

交付 公安委員会名		
--------------	--	--

別記様式第17号の10 (第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届
生年月日・性別

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

届出日	年 月 日
届出者 氏名	本人
連絡先電話 (自宅)	勤務先

※ 太枠のみ記載してください。

新	フリガナ	(氏)	(名)	生 年 月 日	明 大 昭 平	年 月 日	性別	
	氏名						男	女
	住所							

資料 区分	生年月日																
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日										
	1	2	3	4													
経歴証明書の番号 経歴情報記録番号													警察署 コード				
登録・記録 (受付) 年月日 登録番号 記録番号					年			月			日	登録番号 記録番号					
修正生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	新性別	男	女							
	1	2	3	4					1	2							
受付場所			統一氏名														

別記様式第17号の10の次に次の1様式を加える。

別記様式第17号の11 (第26条の5関係)

1枚目

年 月 日

運転経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届

和歌山県公安委員会 殿

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

申請区分	☐ 運転経歴証明書の返納 ☐ 運転経歴情報抹消		
住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
電話番号			
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード			
手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード			

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号 削除

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号 (第30条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書				
年 月 日				
和歌山県公安委員会 殿				
申請者	氏 名			年 月 日
	生 年 月 日			
	本 籍・国 籍			
	住 所			
審査に係る緊急自動車の種類		中型 準中型 普通 大自二 普自二		
現在受けて いる 免許	免許証・ 免許情報 記録	公安委員会		公安委員会
		番 号		第 号
		交付等年月日		年 月 日 (番号)
		有効期間等		年 月 日
	免許年月日	第一種	自二 原付	年 月 日
		免 許	そ の 他	年 月 日
		第二種免許		年 月 日
免許の種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 ん 型 型 通 特 引 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二		
免許の条件				
緊急自動車の 使用者		所在地		
		職 名		
		氏 名		

備考

- 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第4号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。)について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、講習指導員、高齢者講習指導員(高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第15号)第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員をいう。)又は違反者講習指導員(違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)第4条第1項に規定する講習指導員をいう。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者 イ・ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略	(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。)について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、講習指導員、高齢者講習指導員(高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第15号)第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員をいう。)又は違反者講習指導員(違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)第4条第1項に規定する講習指導員をいう。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者 イ・ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第5号

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(講習等の委託) 第3条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第31条の4の7の公安委員会が認める法人に認知機能検査及び運転技能検査の実施を委託することができるものとし、法第108条の2第3項の規定により、施行規則第38条の3の公安委員会が認める者に高齢者講習等の実施を委託できるものとする。 2 略 (認知機能検査員の要件) 第5条 認知機能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。 (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の7の公安委員会が認める法人への認知機能検査の実施の委託（次号において「認知機能検査の委託」という。）をする場合 講習規則第4条第2項第1号イ及びロのいずれにも該当する者 (2) 略 2 略 (運転技能検査員の要件) 第6条 運転技能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。 (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の7の公安委員会が認める法人への運転技能検査の実施の委託（次号において「運転技能検査の委託」という。）をする場合 講習規則第4条第2項第2号イからニまでのいずれにも該当する者 (2) 略 (受講者又は受検者の確認及び終了証明書の交付) 第9条 高齢者講習等の実施に際しては、講習通知書、運転免許証又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードにより受講者又は受検者であることを確認するものとする。この場合において、法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に係る認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習並びに法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者である特定任意高齢者講習の受講者については、認知機能検査の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認しなければならない。 2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対して施行規則第38条第18項の高齢者講習終了証明書を、特定任意高齢者講習を終了した者に対して講習規則第3条第1号の特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。	(講習等の委託) 第3条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第31条の4の2の公安委員会が認める法人に認知機能検査及び運転技能検査の実施を委託することができるものとし、法第108条の2第3項の規定により、施行規則第38条の3の公安委員会が認める者に高齢者講習等の実施を委託できるものとする。 2 略 (認知機能検査員の要件) 第5条 認知機能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。 (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の2の公安委員会が認める法人への認知機能検査の実施の委託（次号において「認知機能検査の委託」という。）をする場合 講習規則第4条第2項第1号イ及びロのいずれにも該当する者 (2) 略 2 略 (運転技能検査員の要件) 第6条 運転技能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。 (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の2の公安委員会が認める法人への運転技能検査の実施の委託（次号において「運転技能検査の委託」という。）をする場合 講習規則第4条第2項第2号イからニまでのいずれにも該当する者 (2) 略 (受講者又は受検者の確認及び終了証明書の交付) 第9条 高齢者講習等の実施に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者又は受検者であることを確認するものとする。この場合において、法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に係る認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習並びに法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者である特定任意高齢者講習の受講者については、認知機能検査の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認しなければならない。 2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対して施行規則第38条第16項の高齢者講習終了証明書を、特定任意高齢者講習を終了した者に対して講習規則第3条第1号の特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(講習の通知等) 第2条 法第102条の2の規定により違反者講習を受けなければならない者（以下「講習対象者」という。）に対し、法第108条の3の2の規定による違反者講習の通知（以下「違反者講習の通知」という。）をしようとする場合において、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに運転免許証又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（その者が現に受けている免許に係る特定免許情報が記録されたものに限る。以下この項及び第9条第1項第2号において「免許情報記録個人番号カード」という。）（その者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カード（以下この項及び次項において「免許証等」という。）のいずれも有する場合にあつては、免許証等）の住所変更の届出を行うよう指導するとともに、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に違反者講習移送通知書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を送付するものとする。 2 違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者がその住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに免許証等の住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、当該都道府県公安委員会に違反者講習通知移送通知書（別記第3号様式又は別記第4号様式）を送付するものとする。 3 略 (講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。）について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、停止処分者講習指導員（停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）、高齢者講習指導員（高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県	(講習の通知等) 第2条 法第102条の2の規定により違反者講習を受けなければならない者（以下「講習対象者」という。）に対し、法第108条の3の2の規定による違反者講習の通知（以下「違反者講習の通知」という。）をしようとする場合において、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに運転免許証の住所変更の届出を行うよう指導するとともに、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に違反者講習移送通知書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を送付するものとする。 2 違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者がその住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに運転免許証の住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、当該都道府県公安委員会に違反者講習通知移送通知書（別記第3号様式又は別記第4号様式）を送付するものとする。 3 略 (講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。）について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、停止処分者講習指導員（停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）第4条第1項に規定する講習指導員をいう。）、高齢者講習指導員（高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15

公安委員会規則第15号) 第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員をいう。) 又は講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
イ・ウ 略
(4)・(5) 略
3・4 略
(受講者の確認及び講習終了者の報告)
第9条 違反者講習に際しては、違反者講習の通知及び次に掲げるもののいずれかにより受講者であることを確認するものとする。
(1) 運転免許証
(2) 免許情報記録個人番号カード
2 略

号) 第3条第2項第2号に規定する高齢者講習指導員をいう。) 又は講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
イ・ウ 略
(4)・(5) 略
3・4 略
(受講者の確認及び講習終了者の報告)
第9条 違反者講習に際しては、違反者講習の通知、運転免許証等により受講者であることを確認するものとする。
2 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

和歌山県公安委員会

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第2条関係)

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

和歌山県公安委員会

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第4号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第2条関係)

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

和歌山県公安委員会

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第4条、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。